

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ大分営業所（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における乙の保有する水中ポンプ、発動発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害時において甲又は甲の契約する事業者（以下「業務実施者」という。）に対し、乙が保有機材を迅速に提供することにより、被災施設の各種機能の確保や早期復旧に資することを目的とする。

（保有機材提供の要請）

第2条 甲又は業務実施者は、災害時において保有機材を必要とするときは、乙に対し保有機材の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲又は業務実施者より電話により要請するものとし、連絡後速やかに甲又は業務実施者と乙との間で契約を取り交わすものとする。

（保有機材提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった時は、速やかに保有機材の提供を行うものとする。

（保有機材の引渡し）

第4条 提供する保有機材の引渡し場所については、甲又は業務実施者と乙との協議の上で決定するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲又は業務実施者は、乙が行った保有機材の提供に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、甲又は業務実施者と乙との協議の上、決定するものとする。

（廃止）

第6条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了時において協定を継続しないときは、相手方に対し、本協定の有効期間満了の2か月前までに通知するものとする。ただし、この通知がなされないときは、本協定は同一の内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 3月20日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長 佐藤 樹一郎



乙 大分市海原字見休776番地1

株式会社アクティオ大分営業所



所長 桑名 泰滋



災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と株式会社夏空（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における乙の保有する水中ポンプ、発動発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害時において甲又は甲の契約する事業者（以下「業務実施者」という。）に対し、乙が保有機材を迅速に提供することにより、被災施設の各種機能の確保や早期復旧に資することを目的とする。

（保有機材提供の要請）

第2条 甲又は業務実施者は、災害時において保有機材を必要とするときは、乙に対し保有機材の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲又は業務実施者より電話により要請するものとし、連絡後速やかに甲又は業務実施者と乙との間で契約を取り交わすものとする。

（保有機材提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった時は、速やかに保有機材の提供を行うものとする。

（保有機材の引渡し）

第4条 提供する保有機材の引渡し場所については、甲又は業務実施者と乙との協議の上で決定するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲又は業務実施者は、乙が行った保有機材の提供に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、甲又は業務実施者と乙との協議の上、決定するものとする。

（廃止）

第6条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了時において協定を継続しないときは、相手方に対し、本協定の有効期間満了の2か月前までに通知するものとする。ただし、この通知がなされないときは、本協定は同一の内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 3月20日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長 佐藤 樹一郎



乙 大分市錦町2丁目14番12号

株式会社夏空

代表取締役 岡崎 達也



（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了時において協定を継続しないときは、相手方に対し、本協定の有効期間満了の2か月前までに通知するものとする。ただし、この通知がなされないときは、本協定は同一の内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社大分南支店（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における乙の保有する水中ポンプ、発動発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害時において甲又は甲の契約する事業者（以下「業務実施者」という。）に対し、乙が保有機材を迅速に提供することにより、被災施設の各種機能の確保や早期復旧に資することを目的とする。

（保有機材提供の要請）

第2条 甲又は業務実施者は、災害時において保有機材を必要とするときは、乙に対し保有機材の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲又は業務実施者より電話により要請するものとし、連絡後速やかに甲又は業務実施者と乙との間で契約を取り交わすものとする。

（保有機材提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった時は、速やかに保有機材の提供を行うものとする。

（保有機材の引渡し）

第4条 提供する保有機材の引渡し場所については、甲又は業務実施者と乙との協議の上で決定するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲又は業務実施者は、乙が行った保有機材の提供に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、甲又は業務実施者と乙との協議の上、決定するものとする。

（廃止）

第6条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了時において協定を継続しないときは、相手方に対し、本協定の有効期間満了の2か月前までに通知するものとする。ただし、この通知がなされないときは、本協定は同一の内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 3月20日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長 佐藤 樹一郎



乙 大分市大字古国府1386番地1
太陽建機レンタル株式会社大分南支店

支店長 首藤 誠

